

消費者庁
任期付職員の募集について

消費者庁においては、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年法律第 125 号 (以下「任期付職員法」という。)) に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官 (消費者庁消費者安全課政策企画専門職)

2. 職務内容

消費者庁消費者安全課は、消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること、消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故に関する措置に関すること及び食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること等を所掌事務としています。

今回募集する職員は、政策企画専門職として、主に以下の業務を行います。

(1) 食品の安全に関する関係府省庁の総合調整

食品の安全には内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省他多くの府省庁が関係しています。消費者の健康保護が最優先であるとの考え方のもと、各省が連携して農場から食卓までの一貫した政策が取れるよう、関係府省庁間の総合調整を行います。

(2) リスクコミュニケーションに関する企画・立案・実施

消費者安全課は、食品安全に係る関係府省庁や地方自治体等と連携して、意見交換会、メールマガジン・SNS・web ページ・冊子等を用いたリスクコミュニケーション (情報提供を含む) を行っています。これらリスクコミュニケーションについて、関係府省庁や地方自治体等と連携・調整しながら企画・立案し、実施します。

また、効率的なリスクコミュニケーション手法の検討、リスクコミュニケーションを担う人材の育成等も行います。

(3) 緊急事態への対応

大規模な食中毒事故等、各府省が連携して国民の健康被害の拡大の防止にあたる必要がある事態が生じた場合、食品の安全に関する関係府省が情報を共有しながら一体となって対応できるよう、関係府省庁間の総合調整を行い、国民に正確な情報を一元的に伝えます。また、普段から緊急事態に備えて待機し、定期的に職員の訓練を行います。

3. 募集人員

1名

4. 募集対象

次の職歴を有すること

大学卒業以上の学力を有し、食品安全に関わる研究経験（学士以降の期間）と実務経験（研究機関、行政機関、又は企業におけるもの）の合計が9年以上あること。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分

国家公務員

8. 雇用期間

平成30年4月以降1年程度（更新もありえます）

9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。休日出勤、国内出張、早朝出勤・超過勤務が必要な場合があります。）

1 0. 勤務地

消費者庁消費者安全課（東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 7 階）

1 1. 応募方法

(1) 提出書類

ア) 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

※「内閣府事務官（消費者庁消費者安全課政策企画専門職）」志望と必ず明記すること。

イ) 志望理由（A 4 横書き、2,000 字以内）

ウ) 職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A 4 横書き）

※研究経験がある者は上記に加え研究業績（著書・論文等、A 4 横書き）を添付してください。

※なお、応募書類は返却いたしません。

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 7 階
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切り 平成 30 年 2 月 28 日

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

1 2. 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接

書類審査（1 次選考）の後、面接（2 次選考）を行うこととなった方のみ、2 次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。提出締切り後 2 週間以内に連絡がない場合は、書類選考不合格となります。

1 3. 連絡先

（業務内容）消費者庁消費者安全課

電話 03-3507-9202（直通）

（勤務条件）消費者庁総務課人事係

電話 03-3507-9152 (直通)